

1) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

(<https://tinyurl.com/2l78vsjw>)

(市民参加の対象)

第5条 市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

- (1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針又はそれらの変更

2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市の税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方自治法第74条の請求権から除外されるもの)等については市民参加の手続きを行わないことができる。ただし、市民参加の手続きを行わない場合は、その事案の概要と理由を公表するものとする。

6条関連:

(市民参加の方法)

第6条 市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、障がいの有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失うことがないように適切な方法を選択しなければならない。

2 市民は、前条第1項に掲げる行政活動に関する市民参加の手続きの方法について、別に定める規定に基づき、市の実施機関に提案することができる。

3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、その他の市民参加の手続きの方法が必要と判断した場合は、速やかに市民参加の手続きを行うものとする。

7条関連:

(意見などの取扱い)

第7条 市の実施機関は、広く市民の意見などを聴くための市民参加の手続きを行った場合は、提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の実施機関は、公表したものに対する市民の意見及び情報の検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、狛江市情報公開条例(平成12年条例第6号)第9条に定める非公開情報は公表しないことができる。

- (1) 提出された意見、提案、情報

(2) 提出された意見、提案、情報の検討経過及び検討結果

3 市の実施機関は、提出された意見、提案、情報等が受け入れられなかった場合においては、前項各号に掲げる事項に加えて、その理由を公表するものとする。

2019～2022 年の市議会議事録の中で、「基本条例」違反の疑いが指摘されている部分

第 5 条違反関連

- 5 条市民参加の対象のところ、「市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針又はそれらの変更」は、あらかじめ市民参加の手続を行わなければならないとあります。

- 基本条例の基本的な考え方 5 条解説第 1 項第 4 号に、市民の公共の用に供される大規模な施設というのは、広く一般市民が使用する会館、ホール、公園などの公共用の施設をいう。施設の設置に係る基本計画など策定及びその利用や運営に関する方針に、または、それらの変更という言葉を加え、既存の施設の移転や廃止、統廃合、あるいはそれらによる跡地利用計画なども対象に含めることとしたものであるという記述があります。

- 条例第 5 条では大規模な施設の設置に関する方針や変更も市民参加の対象であり、基本的な考え方でも既存施設の移転や廃止、統廃合なども市民参加の対象に含むとされております。

- 第 5 条では「市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない」とし、その中で、(4)の部分では、「市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針又はそれらの変更」も市民参加の対象としています。そして、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の基本的な考え方の 9 ページでは、次のように書かれています。「市民の公共の用に供される大規模な施設」とは、広く一般市民が使用する会館、ホール、公園等の公共用の施設をいう。「施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針」に加え、「又はそれらの変更」を加えたのは、既存の施設の移転や廃止、統廃合、あるいはそれらによる跡地利用計画(学校統廃合や施設再配置による跡地活用や処分計画等)等も対象に含めることとしたものである」と説明しています。条例の規定から、既存の施設の移転や廃止なども市民参加の対象に含めることとなっています。

第 6 条違反関連

- 第 6 条の市民参加の方法の条例の趣旨のところを見ると、行政活動において、市民参加の手続を行うときは、市民が意見等を提出しやすく、かつ、その施策に適した市民参加の最良の手法を選択し、これにより、多くの市民が公平に参加できるような方法の検討と情報の提供を行うことを各実施機関の長に義務づけるもの

- 第 6 条関係として、市が市民参加の手続を行う必要がないと判断した行政活動であっても、市民が必要であると判断した場合に市民参加の手続を提案できるよう規定を拡大しました。
- 第 6 条の趣旨である、市民が意見等を出しやすく、こうした状況がつけられておらず、条例の趣旨に反している

7 条違反関連

- 第 7 条関係では市民参加の手続を行った際に、市が市民から提出された意見を受け入れないとした場合、その理由を公表することとしましたと明記されています。

2) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の基本的な考え方 (<https://tinyurl.com/2p3b9qau>)

- 2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方自治法第 74 条の請求権から除外されるもの)等については市民参加の手続を行わないことができる。ただし、市民参加の手続を行わない場合は、その事案の概要と理由を公表するものとする。